

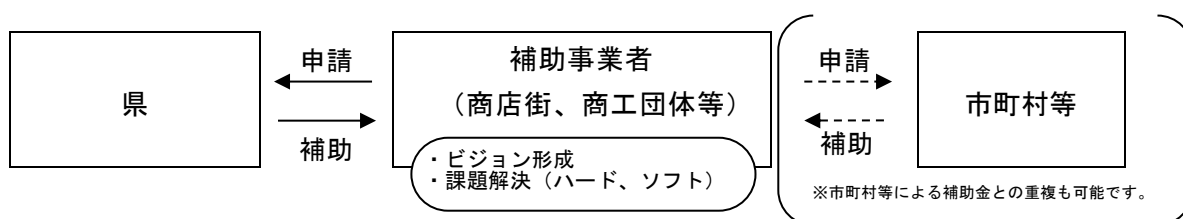
令和7年度 次世代型商店街形成支援事業 募集要領

令和7年4月
商工金融課

※朱書き下線部が昨年度からの変更部分

本補助制度は、商店街団体等が、将来像を描きながら行う商店街等活性化事業を支援すること
で、地域経済の発展とコミュニティの維持を図ることを目的としています。
今回、本制度の支援対象となる事業を以下のとおり募集いたします。
御不明な点がございましたら、本資料の末尾に記載の連絡先にお問い合わせください。

1 補助イメージ



ポイント

- 商店街等が行う商店街のビジョン形成（将来像や目指す姿）に係る費用や、商店街の課題に応じたソフト・ハード事業を柔軟に支援します。
- 県の直接補助となりますが、市町村等による補助金との重複も可能です。

2 補助対象者

本補助金の募集対象者は、以下のとおりです。

- (1) 商店街振興組合
- (2) 事業協同組合
- (3) 商工会
- (4) 商工会議所
- (5) 任意の商店街組織（規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる組織に限る。）
- (6) まちづくり会社（地方公共団体又は上記（1）～（4）のいずれかに規定する者が出資していること。）
- (7) その他、商店街の活性化に資する取組を行う団体で知事が認める団体（特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人等）

3 補助対象事業

※ テナント事業を営む者が、自らの事業の経営環境を改善する目的で実施する場合は以下の補助対象事業と同内容であっても補助対象外とします。

(1) ビジョン形成

商店街を取り巻く環境の変化を踏まえた商店街ビジョン（将来像、目指す姿）を策定する事業

- (例) ・ビジョン策定に向けた検討会
・ニーズ調査
・先進事例視察
・専門家を招いた勉強会 等

※ 策定するビジョンには、原則として、次の項目を記載するものとします。

- ・商店街の概要
- ・商店街を取り巻く環境、商店街に対するニーズ
- ・商店街の現状と課題
- ・商店街のビジョン（目標、目指す姿）
- ・ビジョン実現のための運営体制
- ・事業計画（具体的な取組）

〈主な審査のポイント〉

- ① 商店街や地域の現状と課題が明確化されているか
- ② 現状と課題の把握方法は妥当か
- ③ 商店街ビジョンの策定について地域のニーズがあるか
- ④ 商店街ビジョンの策定に申請者以外の関係者や地域住民の参画が期待できるか

(2) 課題解決

商店街のビジョンに基づき、商店街が抱える課題を解決するために行う事業

※ 商店街ビジョンが策定されていることが申請の条件となります。

【ソフト事業】

(通常枠の例)

- ・商店街等の創意工夫を活かした個性の創出・発展を図るためのイベント等
- ・地域の団体等と共同で行う商店街・地域の活性化に資する事業
- ・商店街の魅力を発信するための事業

(重点支援枠の例)

- ・ 複数の空き店舗への出店のマッチング事業
- ・ 住民の買い物環境を維持するために、ECサイトの立ち上げによる販路拡大

【ハード事業】

(通常枠の例)

- ・商店街共同施設の設置、改修、補修
- ・インバウンド誘客に向けた環境整備に関する事業

(重点支援枠の例)

- ・ 空き店舗のリノベーション等を行う事業
- ・ 住民の買い物環境の維持を目的に共同物販施設等の整備や移動販売車両等の備品を購入する事業

※ 重点支援枠に該当する事業として応募いただいた場合も、通常枠の事業として採択する場合があります。

〈主な審査のポイント〉

- ① 商店街や地域の現状と課題が明確化されているか
- ② 商店街のビジョンは商店街や地域の現状と課題に即したものとなっているか
- ③ 商店街ビジョンの策定に申請者以外の関係者や地域住民が参画しているか
- ④ 商店街のビジョンは商店街等の持続的な発展に資するものとなっているか
- ⑤ 効果的・効率的な事業実施となるよう補助対象経費は適切に算出されているか

【重点支援枠追加項目】

- ⑥ 「空き店舗対策」に係る事業を実施する場合は、空き店舗の現状及び取組の具体的内容がビジョンにおいて明確に示されているか
 - ⑦ 「地域の生活を支える取組」に係る事業を実施する場合は、地域住民が商店街に期待する役割と取組の具体的内容がビジョンに明確に示されているか
- ※（１）によるビジョンに基づく事業の場合、①～④の審査は省略する。

4 補助対象となる経費

- （１）謝金（外部専門家、講師等への謝金）
- （２）旅費（外部専門家、講師等、視察に係る旅費）
- （３）賃金（事業実施に当たり必要な業務を行うために雇用するアルバイト等への賃金）
- （４）委託費（事業を実施する上で必要な業務を委託する経費）
- （５）商店街施設の取得及び改修又は補修に係る費用
- （６）店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費
- （７）備品購入費
- （８）事務費（会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、原稿料、消耗品費、回線使用料 等）
- （９）広報費・イベント費
- （１０）新商品の開発等に係る経費
- （１１）その他事業を実施する上で必要と認められる経費

5 補助率等

（１）ビジョン形成

- 補 助 率 2／3 以内
- 補助限度額 2, 0 0 0 千円

（２）課題解決

【ソフト事業】

- 補 助 率 2／3 以内
- 補助限度額 1, 0 0 0 千円（通常枠） （１年間）
2, 0 0 0 千円（重点支援枠）（１年間）

【ハード事業】

- 補 助 率 1／2 以内
- 補助限度額 3, 0 0 0 千円（通常枠） （２年間計）
6, 0 0 0 千円（重点支援枠）（２年間計）

※ （１）、（２）ともに最大２か年申請可能

6 応募手続き

(1) 応募期限

1次締切：令和7年5月9日（金）

2次締切：令和7年6月20日（金）

※ 途中で予算上限に達した場合、以降の募集は締め切らせていただきます。

※ 予算上限に達していない場合は、2次締切以降も募集を継続する予定です。

(2) 提出書類

① 補助金要望書

② 市町村支援表明書（市町村の商業振興担当課に作成いただくこと）

③ 商店街ビジョン又はこれに類する書類

※ ②はビジョン形成、③は課題解決のみ提出。

(3) 提出先及び提出方法

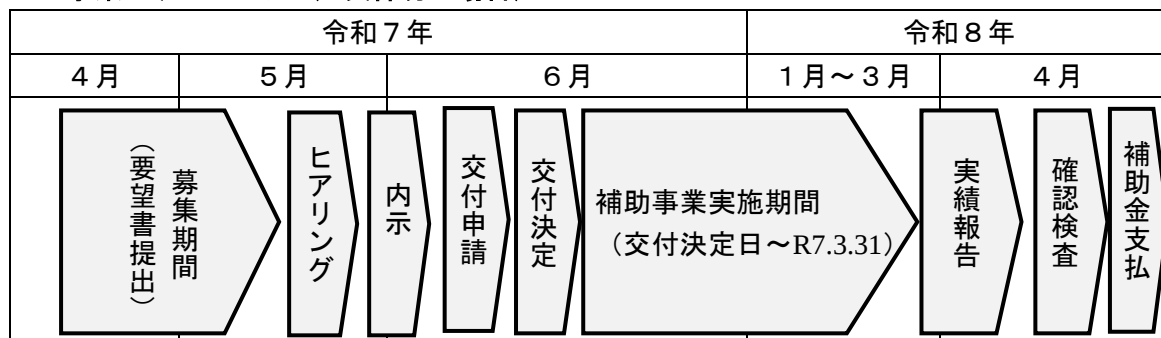
本書に記載の提出先まで、電子メール又は紙文書で提出してください。

7 選考

○ 提出された補助金要望書をもとに、事業者の方へのヒアリングを実施し、審査・採択決定します。

○ 採択された補助事業者には、交付申請書を提出していただき、その後交付決定となります。

8 事業スケジュール（1次締切の場合）



※ 上記スケジュールは現時点での予定であり、1次締切（5／9）で応募された事業者の仮定スケジュールです。

※ 事業期間は最長で令和7年3月31日までとなります。

9 書類提出先

送付先	連絡先	管轄地区
大河原地方振興事務所 地方振興部 〒989-1243 柴田郡大河原町字南 1 2 9 - 1	oksinbk@pref.miyagi.lg.jp 【TEL : 0224-53-3199】	白石市、角田市、 刈田郡、柴田郡、 伊具郡
経済商工観光部 商工金融課 商業振興班 〒980-8570 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 - 1	syokokins@pref.miyagi.lg.jp 【TEL : 022-211-2746】	仙台市、塩竈市、 名取市、多賀城 市、岩沼市、富谷 市、亘理郡、宮城 郡、黒川郡
北部地方振興事務所 地方振興部 〒989-6117 大崎市古川旭 4 丁目 1 - 1	nh-sinbk@pref.miyagi.lg.jp 【TEL : 0229-91-0744】	大崎市、加美郡、 遠田郡
北部地方振興事務所 栗原地域事務所 地方振興部 〒987-2251 栗原市築館藤木 5 - 1	nh-khsinbk@pref.miyagi.lg.jp 【TEL : 0228-22-2195】	栗原市
東部地方振興事務所 地方振興部 〒986-0861 石巻市あゆみ野 5 丁目 7 番地	et-sinbk@pref.miyagi.lg.jp 【TEL : 0225-95-1414】	石巻市、東松島 市、女川町
東部地方振興事務所 登米地域事務所 地方振興部 〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼 1 5 0 - 5	et-tmsinbk1@pref.miyagi.lg.jp 【TEL : 0220-22-6112】	登米市
気仙沼地方振興事務所 地方振興部 〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 4 7 - 6	kstssss@pref.miyagi.lg.jp 【TEL : 0226-24-2593】	気仙沼市、南三陸 町

10 本事業に関するお問い合わせ先

宮城県経済商工観光部商工金融課 商業振興班（担当：讃井、金野）
〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1
TEL : 022-211-2746 FAX : 022-211-2749
Email : syokokins@pref.miyagi.lg.jp